

ほんじょう 水だより

目次

- 水道料金の改定内容について…………… P1
- 料金改定の背景…………… P2
- 大切なライフラインを守るために…………… P3
- 料金改定に伴う経過措置について…………… P3
- 改定後の水道料金早見表(2か月分)…………… P4
- 改定後の水道料金の計算方法について…………… P4

編集・発行／本庄市上下水道部

～信頼を未来へつなく 本庄の水道～

令和7年4月1日より 水道料金を改定します

ご理解とご協力をお願いいたします。



水道料金の改定内容について

改定前(一般用のみ抜粋)

(税抜)

口径	基本料金(1か月につき)		超過料金(1㎡につき)
	使用水量	料金	
一般用	13mm	680 円	10㎡を超え 30㎡までの分 105 円
	20mm	990 円	
	25mm	1,120 円	30㎡を超え 50㎡までの分 125 円
	30mm	2,500 円	
	40mm	5,000 円	50㎡を超え 100㎡までの分 150 円
	50mm	7,500 円	
	75mm	12,500 円	100㎡を超え 200㎡までの分 170 円
	100mm	18,750 円	
	150mm 以上	37,500 円	200㎡を超える分 190 円

改定後(一般用のみ抜粋)



基本料金・超過料金ともに改定

(税抜)

口径	基本料金(1か月につき)		超過料金(1㎡につき)
	使用水量	料金	
一般用	13mm	990 円	10㎡を超え 30㎡までの分 150 円
	20mm	1,430 円	
	25mm	2,450 円	30㎡を超え 50㎡までの分 195 円
	30mm	4,000 円	
	40mm	8,400 円	50㎡を超え 100㎡までの分 215 円
	50mm	16,000 円	
	75mm	37,000 円	100㎡を超え 200㎡までの分 235 円
	100mm	57,000 円	
	150mm 以上	127,000 円	200㎡を超える分 250 円

○基本料金…使用水量にかかわらず定額を負担していただく料金です。

○超過料金…使用水量に応じていただく料金(従量料金)です。

※水道料金の詳細については市ホームページをご覧ください。

水道料金改定
(市ホームページ)

料金改定の背景

水道施設の現状

本庄市の水道施設は老朽化が進み、漏水や断水の発生件数が増加しています。また、地震や豪雨災害等の自然災害に対応するための耐震化対策を行わなければなりません。

漏水修繕工事



工事現場

老朽化の進んだ水道管



漏水や濁水（赤水）の原因となっている老朽管

老朽化の進んだ水道施設



老朽化した配水ポンプ

事業経営の現状

水道事業は、水道利用者の皆さまからの水道料金でまかなわれています。人口減少や節水機器の普及等により水需要は減少しており、総収益は減少傾向にあります。一方、物価高騰による動力費の高騰や修繕費が増加しているため、このままでは、利益が減少して更新工事が行えない危機的な状況に陥り、断水等の事故が多発する可能性が高まります。

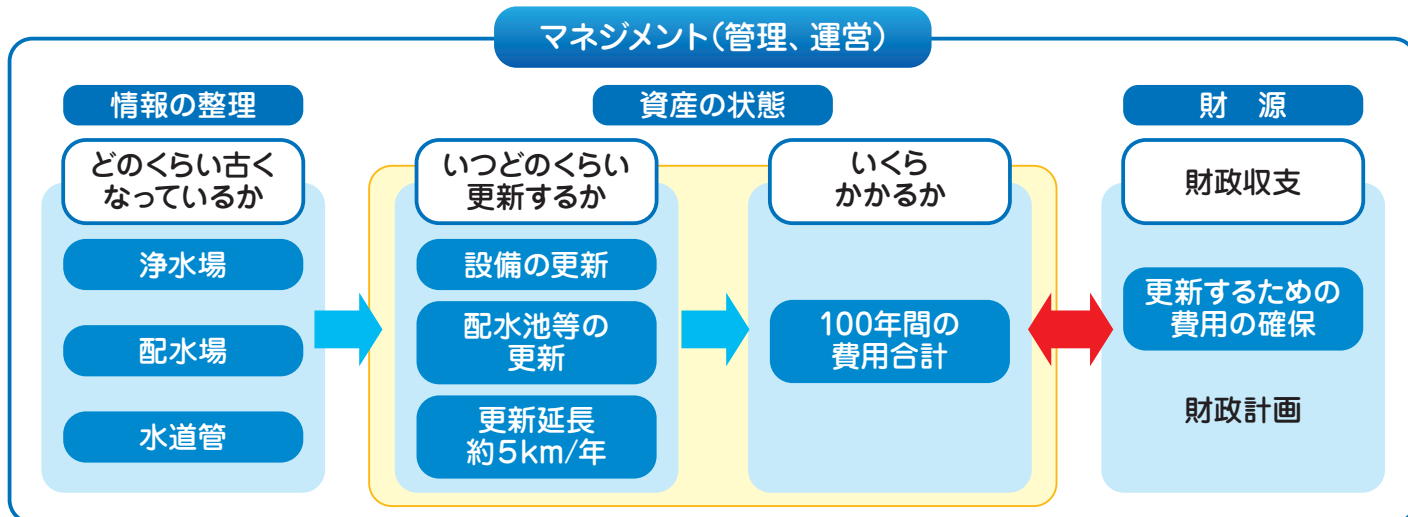
本庄市水道事業アセットマネジメント(資産管理)計画

水道施設を適切に維持していくため、市では令和5年5月に「本庄市水道事業アセットマネジメント(資産管理)計画」を策定しました。

全ての資産をこれ以上老朽化させないため、この計画では今後100年間にかかるであろう設備の更新等について試算し、1年当たり約11億2500万円(税抜)が必要であると判明しました。しかし、現状でまかなえる費用は、必要な費用の半分程度となっております。



アセットマネジメント計画
(市ホームページ)



**1年当たり約11億2500万円(税抜) 必要です。
しかし、現状では半分程度しか確保できません。**

安全で安心な水道水を安定的に供給するために

「アセットマネジメント計画」に基づいて適切に水道施設の更新を進めるため、水道料金を令和7年4月1日から改定(値上げ)させていただきます。まことに心苦しい限りですが、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、水道料金の改定にご理解とご協力をお願いします。

～大切なライフラインを守るために～ 料金改定後は災害に強い水道施設の整備を進めます

大規模地震や台風等の豪雨により利根川が氾濫して浸水被害が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、強い水道施設の整備を進めます。

耐震化工事の必要な浄水場等

	本庄地域	児玉地域
	施設名	施設名
1	第一浄水場	児玉浄水場
2	第二浄水場	下真下受水場
3	都島浄水場	高柳配水場
4		金屋送水ポンプ場
5		金屋第一配水場



第二浄水場

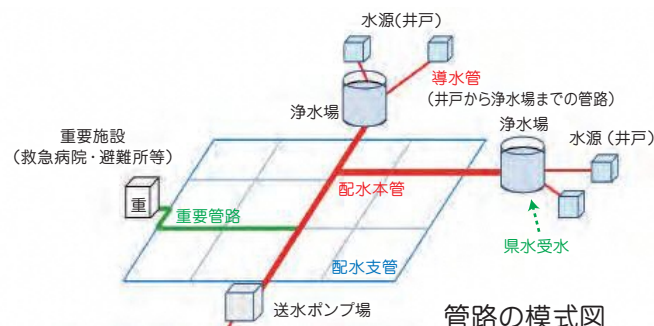


都島浄水場

浸水対策工事の必要な浄水場

	本庄地域
	施設名
1	第二浄水場
2	都島浄水場

※「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」では、利根川が氾濫した場合に第二浄水場や都島浄水場が浸水する想定となっています。



水道管の更新

老朽化が進む水道管や大規模な地震が発生した場合に被害を最小限にとどめるため水道水の供給に必要な重要な幹線について、優先的に更新していきます。

料金改定に伴う経過措置について

令和7年4月1日以前から継続して使用している場合は、料金改定後の1回目の検針分は現行料金を適用し、2回目以降の検針分から新料金を適用します。

引越し等により令和7年4月1日以降に使用を開始した場合は、1回目の検針から新料金を適用します。

	令和7年						
	料金改定						
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
偶数月	検針 ●	① 2・3月使用分		検針 ●	② 4・5月使用分		
奇数月		検針 ●	③ 3・4月使用分		検針 ●	④ 5・6月使用分	
毎月		検針 ●	⑤ 3月使用分	検針 ●	⑥ 4月使用分	検針 ●	

改定後の水道料金早見表（2か月分）

水道料金の平均改定率は約 1.4 倍です。本庄市では、水道料金と下水道使用料等を併せて2か月ごとに検針・請求をしています。早見表にない口径の方は、以下の「改定後の水道料金の計算方法について」をご確認ください。毎月検針の方、公共下水道・下水道農業集落排水処理施設をご利用の方、料金改定後の水道料金の詳細を知りたい方は、1ページ掲載のQRコードから市ホームページをご確認ください。

水量 (m ³)	口径 13mm 水道料金 (税込)	口径 20mm 水道料金 (税込)	水量 (m ³)	口径 13mm 水道料金 (税込)	口径 20mm 水道料金 (税込)	水量 (m ³)	口径 13mm 水道料金 (税込)	口径 20mm 水道料金 (税込)
0～20	2,178	3,146	34	4,488	5,456	48	6,798	7,766
21	2,343	3,311	35	4,653	5,621	49	6,963	7,931
22	2,508	3,476	36	4,818	5,786	50	7,128	8,096
23	2,673	3,641	37	4,983	5,951	51	7,293	8,261
24	2,838	3,806	38	5,148	6,116	52	7,458	8,426
25	3,003	3,971	39	5,313	6,281	53	7,623	8,591
26	3,168	4,136	40	5,478	6,446	54	7,788	8,756
27	3,333	4,301	41	5,643	6,611	55	7,953	8,921
28	3,498	4,466	42	5,808	6,776	56	8,118	9,086
29	3,663	4,631	43	5,973	6,941	57	8,283	9,251
30	3,828	4,796	44	6,138	7,106	58	8,448	9,416
31	3,993	4,961	45	6,303	7,271	59	8,613	9,581
32	4,158	5,126	46	6,468	7,436	60	8,778	9,746
33	4,323	5,291	47	6,633	7,601			

改定後の水道料金の計算方法について

メーターの口径 13mm で、2か月で 60 m³を使用した場合

- A 基本料金 (20 m³まで) $990\text{円} \times 2\text{か月分} = 1,980\text{円} \dots \textcircled{1}$
 B 超過料金 (21 m³から60 m³まで) $150\text{円} \times (60 - 20)\text{m}^3 = 6,000\text{円} \dots \textcircled{2}$
 C $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 7,980\text{円} \dots \textcircled{3}$
 D $\textcircled{3} + (\textcircled{3} \times 0.1 \text{ (消費税10\%)}) = 8,778\text{円}$
 2か月当たりの水道料金は8,778円となります。



計算の仕方をご説明します ※1ページもご覧ください

- A 基本料金 (20 m³まで 1か月当たりの使用水量10 m³×2か月分)
 $990\text{円 (1か月の基本料金)} \times 2\text{か月分} = 1,980\text{円} \dots \textcircled{1}$
 B 超過料金 (2か月当たりの使用水量21 m³から60 m³ 超過水量40 m³)
 $150\text{円 (超過料金1m}^3\text{につき)} \times (60 - 20)\text{m}^3 \text{ (2か月分の超過水量)} = 6,000\text{円} \dots \textcircled{2}$
 C $\textcircled{1} \text{基本料金} + \textcircled{2} \text{超過料金}$
 $1,980\text{円} + 6,000\text{円} = 7,980\text{円} \dots \textcircled{3}$
 D $\textcircled{3}$ に消費税10%を加算
 $7,980\text{円} + (7,980\text{円} \times 0.1) = 8,778\text{円}$
 2か月当たりの水道料金 8,778円
 ※上記の「改定後の水道料金早見表 (2か月分)」と一致します。

【お詫びと訂正】

水だより第13号 (令和6年8月・9月号) 4ページの一番上のタイトルに次のとおり誤りがありました。お詫びして訂正します。

訂正前：令和5年度に実施した工事 (施設設備事業) について
 訂正後：令和5年度に実施した工事 (施設整備事業) について

■水道の料金改定等に関するお問い合わせは

住 所／本庄市千代田3-4-5 (水道庁舎)
 電 話／0495-22-2151 F A X／0495-22-2153



過去の水だより
(市ホームページ)